

# 農業委員会議事日程

日 時：令和3年12月24日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所 301C会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
  - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
10. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

事務局次長

大友 誠

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。  
ただ今から令和3年12月の総会を開催いたします。  
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本  
一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指  
名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。  
5番 北澤真理子 委員、6番 島田 孝 委員の両委員をお願いいたします。  
それでは、日程第5、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請につ  
いて、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。  
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第41号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第6、議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番緑川です。過日、関係委員と現地確認を行いました。場所は、国道18号線の万葉橋へ向かう交差点から北西に100m程入ったところで、住宅地の中の道路と宅地に囲まれて、農地には接していません。排水等も適切で問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第7、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて、今月は10の案件がありますが、初めに1番から9番案件を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2番の岡田です。1番案件について過日、地区の委員さんと現地確認をして参りましたので報告いたします。場所は、寂蒔区で国道18号線の〇〇医院から東へ入った旧北国街道としなの鉄道の線路との間の土地で、登記上は田ですが、現況は碎石が敷かれて雑種地となっています。そこを建設機材置場と作業所にする申請でございます。申請者は、父親の土地を相続し、隣接する宅地と合わせて、賃貸借の手続きをして南側の土地が農地であることが分かったという経過書が添えられております。周囲は西側が道路と一部宅地で、北側が宅地、東側が水路を挟んで線路、南側も水路を挟んで宅地であって、隣接農地はありません。現状のままの利用で建物はなく、雨水は地下浸透であって追認ではありますが問題はないと思います。

11 番嶋田委員

11番の嶋田です。2番案件について過日、推進委員さんと現地を確認しました。場所は、県道白石線と森・篠ノ井線とが交差する地点に沢山川が流れていますが、富士見橋から南へ100m程行ったところの右手であります。道路より建物が1階分下にありますが、道路から進入する通路を拡幅する申請です。南側は農地ですが、譲渡人の畑ですので特に問題もなく、耕作もしていない状態です。東・西・北は宅地で問題ありません。

5 番北澤委員

5番北澤です。3番案件について、担当委員3人で現地確認をしてきました。場所は、国道403号線の元町の信号を東へ400~500m程行ったところに〇〇の旧稻荷山支所がありますが、そこを南へ50m程のところでは、小中学校やスパ一、ホームセンター、コンビニ、医療機関等があつて住むには便利な立地条件と思います。ここに2区画の宅地分譲するための造成をするということで、北と南は田で、西は畑で耕作はしていません。また東は道路です。隣接する3件の同意もあり、特に問題ありません。

13 番高松委員

13番高松です。4番案件について過日、更級地区担当委員3名と現地確認を行いましたので、その結果を報告いたします。場所は、更級小学校の南50m程のところ、西側、南側は市道を挟んで畑、北側も畑、東側は宅地で住宅が建っています。なお北側の畑と、西側の市道を挟んでの畑については、この申請地を譲渡する人の所有地で、現況は耕作してなく荒廃地になっている状況です。また南側の市道を挟んだ畑については、所有者の同意を得ています。申請地は若干の傾斜地であるため、隣接する土地に影響が及ばないように周囲に擁壁を設け、隣地への土砂の流出を防止すると

のことです。雨水は集水桝を設置し、敷地内で浸透処理、汚水は公共下水道へ放流ということで問題ありません。

## 9 番緑川委員

9 番緑川です。5 番から 9 番について報告いたします。まず 5 番案件ですが、場所は福井公民館の北西 300m 程のところ。北と西は、農地に接していますが、耕作者から同意書が付けられています。排水等も適切であると思います。

続いて 6 番案件ですが、国道 18 号線の上町のガソリンスタンド〇〇の東に接しております。南は畑に接していますが、耕作者の同意を得ています。排水等も適切です。

次に 7 番案件ですが、場所は福井公民館の北側 200m のところ。南北は水田に接しておりますが、南は貸付人の農地で、北は耕作者から同意を得ています。また貸付人からも同意を得ています。排水も適切であります。

次に 8 番案件です。場所は千本柳の村の中で、〇〇酒造の裏の通りを 200m 程入ったところ。南と西は貸付人の畑。北側は水田で、両方の耕作者から同意を得ています。排水も適切であります。

最後に 9 番案件ですが、場所は五加小学校から 10m 程南で五加児童館の斜め前です。五加線に沿っております。南と東は水田に接しておりますが、耕作者の同意を得ています。排水も適切です。

## 議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

## 議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 4 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番から 9 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成ですので、議案第 4 3 号 1 番から 9 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

次に、先月否決になった 10 番案件を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

## 宮坂担当係長

……朗読説明……

## 議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さん等による現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

6 番島田委員

今、謝罪文を見させていただきまして、真摯に事前着工したことを詫びていて、今後はこのようなことが無いようにということです、これをもって許可しても良いのではと地元委員としては思います。

3 番瀧澤委員

今事務局から説明がありましたが、私も現地を確認しましたので説明します。11月30日と12月6日の2回、島田委員と平林推進委員と会長と事務局の中村局長、宮坂担当係長と自身の6名で現地へ行きました。最初は私どもだけで現場の現状を確認しました。12月6日は、ここに係った業者と行政書士を立ち合わせて、現地で説明を受けました。現地の状況については、島田委員さんからお話がありましたように、擁壁を取ったために土砂が道路へ崩れないように、かき上げして、それを重機で均したとのことです。先月の説明では、他から土を搬入して盛った説明がありましたが、そのようなことではないことを確認しました。また、土を均していない部分については、ニラやイチゴ等が残っていることを確認しました。事前着工とみなされた事については、擁壁を壊したこと、地均しをした等の部分でございます。業者からは、この謝罪文にありますように、事前着工について大変申し訳ない旨、長野営業所の所長名での謝罪文になっております。今後は別の土地においても、約束は守ってくれるのではないかと思います。

議 長

担当委員さん等からの報告が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、10番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第43号 10番案件は、原案のとおり可決、決定されました。  
続いて、日程第8、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第44号は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第9、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

(4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和3年12月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時37分